

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	株式会社北川本家
【住所又は本店所在地】	京都市伏見区山崎町3 6 4 番地
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2024年7月2日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	シュンビン株式会社
証券コード	230A
上場・店頭の別	東京プロマーケット
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	株式会社北川本家
住所又は本店所在地	京都市伏見区山崎町364番地
事務上の連絡先及び担当者名	京都市伏見区村上町370-6 株式会社北川本家 管理部長 福田博道
電話番号	075-611-1271

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	2024年6月27日
訂正箇所	大量保有報告書を取り下げます。

## (訂正前)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

## (訂正後)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

大量保有報告書を取り下げ致します。